

議案第54号

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に伴う協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に伴う協議のため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月12日提出

大田原市長 津久井 富 雄

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて協議する。

平成29年 月 日

大田原市長 津久井 富 雄

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年栃木県指令市町村第864号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「別表第2左欄に定める区分に応じ、同表右欄に掲げる人数」を「別表第2に掲げる人数」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

市 町 名	人 数
宇都宮市	3人
足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 小山市 那須塩原市	各2人
日光市 真岡市 大田原市 矢板市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町	各1人

附 則

この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による栃木県知事の許可のあった日から施行する。